

2 特徴

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(以下、(*)は当チラシの4頁をご参照ください)

死亡

死亡されたとき

高度障害

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき (*)

リビング・ニーズ

余命6ヵ月以内と判断されるとき

3大疾病

がん

所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき (*)

脳卒中

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*)
または
②所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*)

急性心筋こうそく

保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき
①所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき (*)
または
②所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき (*)

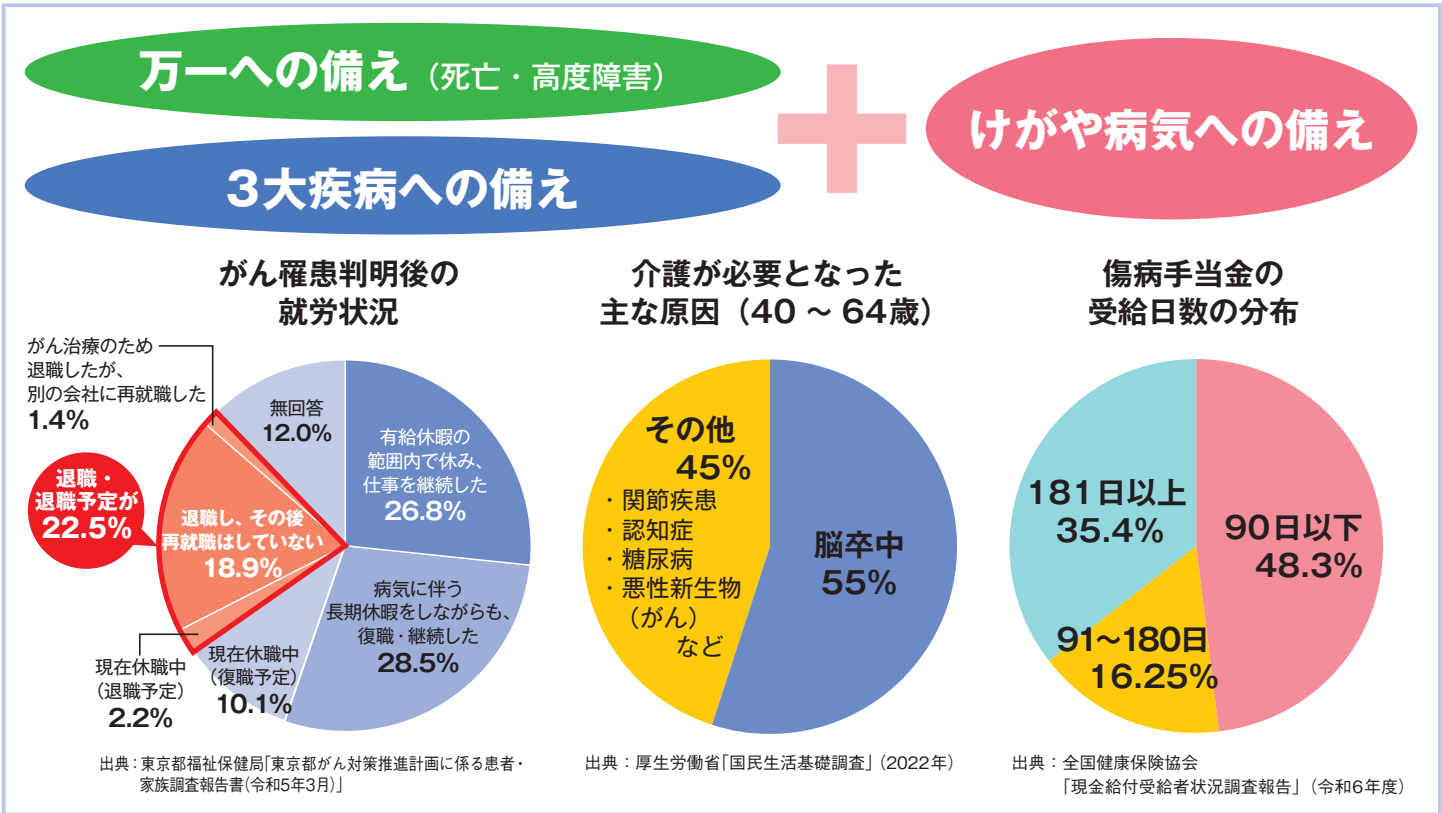
けがや病気

保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の就業不能状態 (*) となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき

就業不能状態の継続期間4~12ヵ月
毎月の返済額を保障

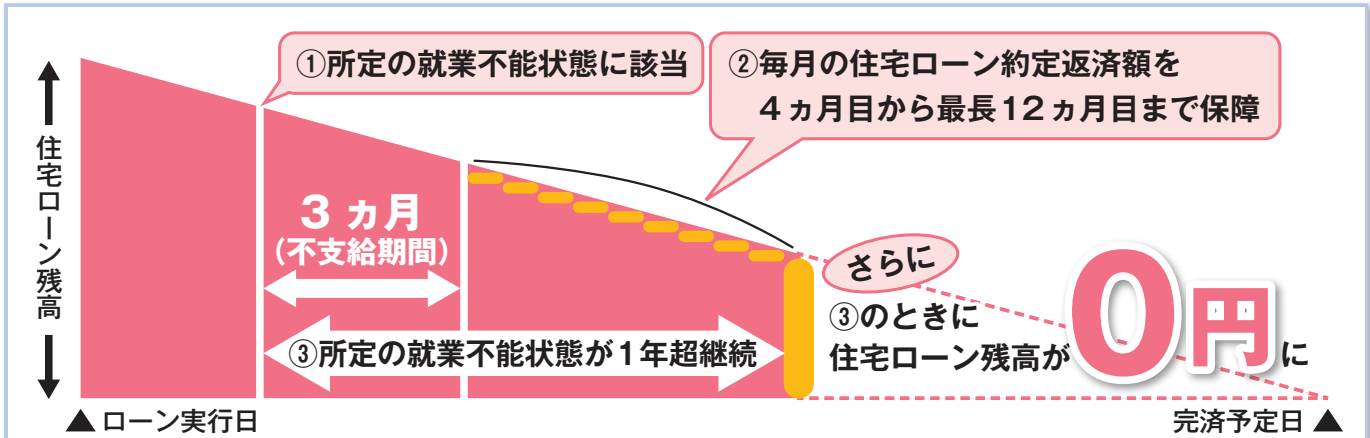
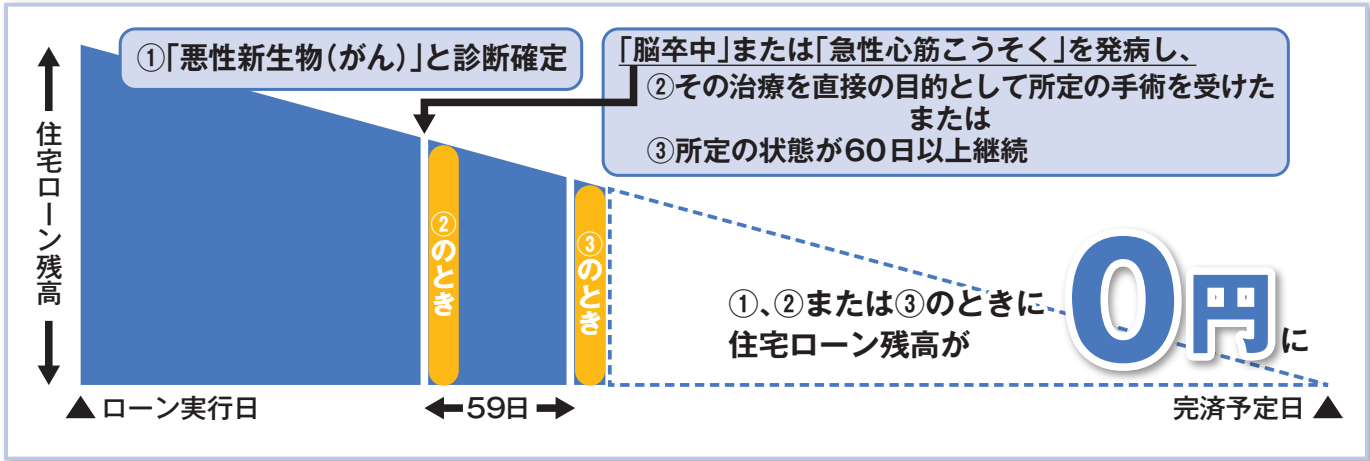
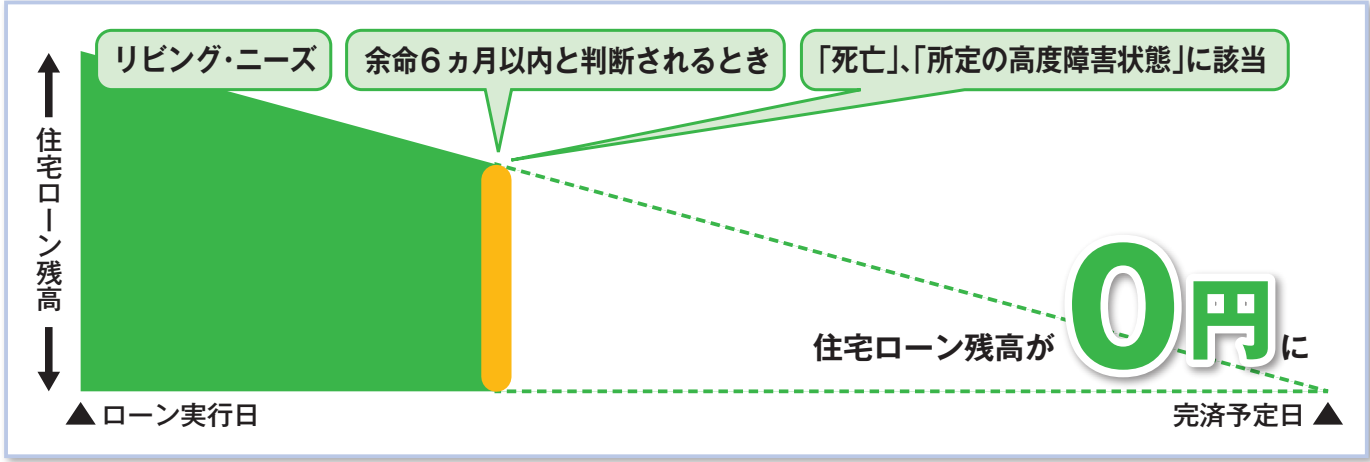
就業不能状態が12ヵ月を超えたら

住宅ローン残高を保障し完済



3 お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



「所定の就業不能状態」について (*)	
以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。	
「入院」	「在宅療養」
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること ➢上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 ➢上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること ①身のまわりのある程度のことではあるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの ➢上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。